


質 問 書

2020年7月29日

「ネパール国日本還流人材を活用した産業人材育成事業に係る情報収集・確認調査」（公示日：2020年7月8日／公示番号：20a00266）について、質問と回答は以下の通りです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	P.4 第1章 企画競争の手続き 7. プロポーザル等の提出	5月27日付調達・派遣業務部お知らせ「業務実施契約の公示に関する書類の電子授受(持参・郵送の廃止)及び一部書類の社印押印省略について」によると、プロポーザルや見積書の押印省略が認められている。これを踏まえ、必要書類の提出にあたり共同企業体結成届を含めて一式押印省略可か。	ご理解の通りです。 業務実施契約の企画競争ですので、 <ul style="list-style-type: none"> ● 競争参加資格確認申請書 ● プロポーザル（共同企業体結成届、補強同意書等含む） ● 見積書 共に代表社印、社印の押印を省略いただいて結構です。
2	P.11 第2章 特記仕様書 5. 調査方針及び留意事項 (5) 効率的な調査の実施	「JICAの過去の協力事業の方向等、既存の文献・資料・データが多く存在することから、本調査においては、まずこれらの既存の資料・情報を十分に研究、整理すること。」 具体的な協力事業及び既存の文献・資料・データの名称は何か。	下記の資料をご参照ください。 ネパール国 民間セクター開発情報収集・確認調査（2013年3月） https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000009755.html
3	P.12 第2章 特記仕様書 5. 調査方針及び留意事項 (5) 効率的な調査の実施	「JICAが派遣予定の「外国投資アドバイザー」専門家」 外国投資アドバイザーの具体的な情報は提供可能か。	JICAは、2014年からネパール投資庁に外国投資アドバイザーを派遣しており、外国投資誘致に関する助言・技術移転を行っています。新規派遣予定の外国投資アドバイザーは、新型コロナウイルス

			<p>スの感染状況が改善次第、派遣予定です。 過去の外国投資アドバイザーによるネパール投資ガイドやネパール投資セミナーは、下記のサイトでご確認ください。</p> <p>ネパール投資ガイド 2018 http://investmentsummitnepal.com/wp-content/uploads/2019/01/Investment-Guide-Book-2018_Japanese.pdf 在東京ネパール投資セミナー(2018年11月20日) http://www.unido.or.jp/outcome/seminars_events/6429/</p>
4	<p>P.12 第2章 特記仕様書 5. 調査方針及び留意事項 (8) 発注者との密接な意見・情報交換</p>	<p>「プログラムの実施案」 プログラムとは当該調査の一連の活動を指すのか。</p>	<p>「プログラムの実施案の作成時期」を「調査の各項目の実施時期」に訂正いたします。</p>
5	<p>P.13 第2章 特記仕様書 6. 調査の内容 (5) ネパール人出稼ぎ労働者の現状と課題</p>	<p>「(ウ) 在日ネパール人出稼ぎ労働者の現在までのキャリアパス、現時点の職種や収入状況・送金額、送金の使途、送金チャネル、ネパール国への帰国要因、帰国後の就労計画を在留資格ごとに標本抽出を行い実態調査(インタビュー形式による聞き取り調査)。」 調査対象となる「在日ネパール人出稼ぎ労働者」に、ネパール人留学生アルバイトは含まれるか。</p>	<p>含みます。 2019年6月末現在、在日ネパール人の約30%が留学生であるため、重要な調査対象と見做しています。</p>
6	<p>P.13 第2章 特記仕様書 6. 調査の内容</p>	<p>「(エ) 帰国した労働者の就労・起業状況」 (a) 日本から帰国した労働者か、もしくは、他国から帰国した労働者も含むか。</p>	<p>(a) 日本から帰国した労働者が主ですが、他国から帰国した労働者の情報や傾向と比較してください。</p>

	(5) ネパール人出稼ぎ労働者の現状と課題	(b) 帰国した労働者の動向について、定量的に把握できる情報は、ネパール政府で整備されていないと推測されるが、ヒアリングによる状況確認で良いか。	(b) ヒアリングによる状況確認により、帰国後の就労・起業状況及びなぜその選択をしたかの理由を調査したいと考えています。加えて、定量的なデータが入手でき、傾向を裏付けられれば望ましいと考えます。																																			
7	P.13 第2章 特記仕様書 6. 調査の内容 (8) (7)を実現するための支援計画提案と調査結果の共有	「(イ) ネパール国の産業人材の現状報告と活用促進の検討のためのウェブセミナーの開催（JICA 内部向け及び企業向け、自治体向け等、調査段階及び対象者に応じて 6～9 回程度を想定）。各セミナーでの発表資料の作成を含む。」 ネパール関係者向けの現地での対面セミナーや日本からのウェブセミナー等を設ける必要があるか。また、その場合、経費を見積もりに加える必要があるか。	ネパール関係者に対するセミナーの開催は想定していません。但し、ネパール関係者に対するセミナーの開催が効果的と考えられる場合は、その旨提案してください。 また、ネパール政府関係者に対する調査報告の機会は、現地渡航中に設けたいと考えています。																																			
8	P.14 第2章 特記仕様書 7. 成果品等 (1) 調査報告書 ①インセプション・レポート	「記載事項：調査の背景、調査の目的、調査の実施方針、調査の内容と実施方法、作業計画、調査団の構成と各団員の担当作業及び作業期間、調査内容(1)(2)(3)(5)及び(6)の調査結果、ファイナルレポート目次案」 P.15「2. 業務実施上の条件」の「(1)業務工程」において、文章では第1次国内調査の記載がなく、表では第1次国内調査がインセプション・レポートの提出後に始まっている。調査内容(1)(2)(3)(5)及び(6)の調査をいつ実施するのか。またインセプション・レポートに含める必要があるのか。	P.15 の表の「第一次国内作業」を契約開始直後の2020年9月から訂正いたします。  <table border="1" data-bbox="1355 917 1854 1141"> <thead> <tr> <th rowspan="2">時期</th> <th colspan="5">2020</th> </tr> <tr> <th>9</th> <th>10</th> <th>11</th> <th>12</th> <th>1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>業務計画書</td> <td></td> <td>▲</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>インセプションレポート</td> <td></td> <td>▲</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第一次国内作業</td> <td>■</td> <td>■</td> <td>■</td> <td>■</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第一次現地調査</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>■</td> </tr> </tbody> </table> 従いまして、調査内容(1)(2)(3)(5)及び(6)の調査結果をインセプション・レポートに含めていただきますようお願いいたします。	時期	2020					9	10	11	12	1	業務計画書		▲				インセプションレポート		▲				第一次国内作業	■	■	■	■		第一次現地調査					■
時期	2020																																					
	9	10	11	12	1																																	
業務計画書		▲																																				
インセプションレポート		▲																																				
第一次国内作業	■	■	■	■																																		
第一次現地調査					■																																	

9	P.14 第2章 特記仕様書 7. 成果品等 (1) 調査報告書 ①インセプション・レポート ②インテリムレポート ③ドラフト・ファイナルレポート ④ファイナルレポート	各レポートの綴じ方は簡易製本で良いか。	①～③は簡易製本で結構です。④のファイナルレポートは製本をお願いいたします。
10	P.15 第3章 プロポーザル作成に係る留意事項 2. 業務実施上の条件 (1) 業務工程	「業務開始 2020年9月上旬 業務計画書 2020年10月上旬 インセプションレポート 2020年10月中旬 第1次現地調査 2021年3月 インテリムレポート 2021年5月中旬 ドラフトファイナルレポート 2021年10月中旬 ファイナルレポート 2021年12月上旬」 (a) 表では、第1次現地調査が2021年1月～2月となっていたり、計画現地調査が3回記載されていたりして、文章と表に矛盾がある。どちらが正しいか。 (b) 現地調査の時期は、要員と全体工程を勘案して妥当・可能な日程を提案することは可能か。	(a) 「企画競争説明書」内の以下の文言を削除いたします。 P.16の4行目 「第1次現地調査 2021年3月」 (b) 可能です。
11	P.16 第3章 プロポーザル作成に係る留意事項	(a) 可能であれば、評価対象従事者の想定MMを提示願いたい。 (b) 現地・国内のMM比率の想定を提示願いたい。	(b)については、現地：国内＝4：6～3：7程度を想定しますが、(a)(b)何れも提案者の自由度を上げる上での「企画競争説明書」での無提示ですので、

	2. 業務実施上の条件 (2) 業務量目途と業務従事者構成案		より効果的と考える内外従事計画を自由にご提案ください。
12	P.16 第3章 プロポーザル作成に係る留意事項 2. 業務実施上の条件 (3) 現地再委託	現地再委託先の想定は、プロポーザル段階で、どの程度具体的に記載する必要があるか。現地再委託先は、業務開始後に選定する必要があるため、可能な想定を記載すれば良いか。	プロポーザルでは、現地再委託先について、期間、調査内容、調査手法、工程、業務量、業務従事者の構成、選定方法、選定条件等の想定を可能な限り具体的に記載してください。
13	P.17 第3章 プロポーザル作成に係る留意事項 5. 見積書作成にかかる留意事項 (5)	「東京⇒香港⇒カトマンズ（キャセイパシフィック航空）」 香港におけるデモ活動の激化から、他案件で香港経由を控えるよう指示あり。本件で香港経由の利用は認められるか。	2020年7月現在、香港でのトランジットは利用可としております。
14	P.17 第3章 プロポーザル作成に係る留意事項 5. 見積書作成にかかる留意事項 【その他の留意事項】 (1)	「航空券については安全対策上の必要性から「復路変更可」のチケットの購入を求めます。このため旅費（航空賃）の見積に当たっては、1回の渡航（本邦発着）にかかる最低見積単価として以下の金額を設定しますので、この単価を上回った見積としてください。」 最低見積価格を提示願いたい。	最低見積単価は、429,800円と想定しています。 「企画競争説明書」の記載漏れをお詫びします。
以上 7/20 回答			
15	7/20 付質問回答通し番号 1 について	念のために確認です。回答に、競争参加資格確認申請書についても記載がありますが、本公示については、企画競争説明書に該当の記載なく、上記書類の提出は不要という認識で間違いありません。	「企画競争説明書」P.4 「7.プロポーザル等の提出（4）提出書類」の記載が優先しますので、ご理解の通り「競争参加資格確認申請書」のご提出は不要です。

		うか。	*7/20 には、HP 調達情報記載そのままを回答し失礼しました。
以上 7/22 回答			
16	P16 第 3 章 プロポーザル作成に係る留意事項 3. 業務従事者の条件	民間企業に所属すると同時に NPO で理事を務める人材を補強で雇上し、評価対象業務従事者として考えているが、所属を上記 NPO として問題ないか。尚、その場合、雇用保険や健康保険等の情報は、上記民間企業の情報になると想定している。	所属を NPO とすることで特に問題はありませんが、雇用保険や健康保険等の情報が民間企業になるのであれば、その理由（具体的な雇用状況等）を追記してください。 補強の業務従事者の所属をいずれのポジションで提示頂いても、原則、評価には影響しません。
17		航空券の最低見積単価が 429800 円とされていますが、こちらに見合う航空券を、旅行会社に確認したところ、復路変更可能なディスカウントビジネスの購入が可能な価格となっています。本公示の見積については、号数に関わらず、上記の最低単価以上の航空券を見積もることで可という理解で間違いはないでしょうか。	ご理解の通りです。
18	P.13 第 2 章 特記仕様書 6. 調査の内容 (5) ネパール人出稼ぎ労働者の現状と課題	ネパール及び日本における実態調査・インタビュー調査の調査母数(サンプル数)は、どの程度の数を想定されているのか。	ネパール及び日本での実態調査・インタビュー調査は、全体の傾向が偏りなく把握できると想定される調査母数(サンプル数)をご提案ください。
19.	P.13 第 2 章 特記仕様書 6. 調査の内容 (7) (4)で特定した有望産業におけるネパール国の産業	(ア)と(イ)について、(ア)では「日本での就労制度に係るネパール政府の方策」を提案し、(イ)の段階では、「その方策と日本の産業・企業・自治体を繋げられるようなネパール政府の方策」という理解か。	(ア)は、ネパールにおいて日本で就労し活躍できる産業人材を育成するために、ネパール政府に必要な方策、(イ)は、(ア)で育成した人材を日本の産業・企業・自治体で活用してもらうために、ネパール政府に必要な方策、とご理解ください。

	人材活用の提案		
以上 7/29 回答			

以 上